

男女共同参画推進センター運営委員会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、男女共同参画推進センター運営委員会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、3人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、電話番号を記載したものに作文を添えて、郵送、電子メール等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「男女共同参画推進センター運営委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市民生活部長（所管部長）
- (2) 男女共同参画課長（所管課長）
- (3) 男女共同参画課課長補佐

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日より施行する。